

東かがわ市パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度
利用の手引き ・ Q&A



東かがわ市しあわせづくりキャラクター
“ハートラ” & “トラッピー”

東かがわ市 人権推進課

目 次

1	はじめに	1
2	パートナーシップ宣誓について	2
3	ファミリーシップ宣誓について	3
4	宣誓手続きの流れ（事前予約～宣誓証明書の交付）・準備物	3
	（1）パートナーシップ宣誓をする場合	4
	（2）パートナーシップとファミリーシップを同時に宣誓する場合	5
	（3）ファミリーシップ宣誓をする場合	5
5	パートナーシップ制度自治体間連携について	6
6	その他の手続き（証明書の再交付、宣誓内容の変更等）	7
7	よくある質問	8～11

1 はじめに

東かがわ市は、性の違いにかかわらず市民一人ひとりが互いを尊重し、東かがわ市人権擁護の推進に関する条例に基づき『性の多様性を認め合う誰もが住みやすいまち 東かがわ市』をめざして令和3年1月からパートナーシップ宣誓制度を導入しました。

また、令和7年10月から「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、連携自治体間で転居する際は再宣誓や独身証明書等の提出が不要となるなど、転居に伴う手続きを簡素化することで、宣誓者の負担軽減を図っています。

このたび、本制度の対象者を拡充し、パートナーシップの関係にある2人の一方若しくは双方の子又は父母等についても家族関係にあることを証明する「東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和8年4月から導入します。

本市では「多様な家族のあり方を認め性的マイノリティの方に寄り添うことで、その方が持つ悩みや困難を少しずつ軽減すること」「制度を導入することで理解者や支援者を増やし、偏見や差別解消につなげること」を大切に考え取り組んでいきます。

2 パートナーシップ宣誓について

パートナーシップ宣誓制度とは、法律上の婚姻関係とは異なり、現行の法制度では結婚が認められない性的マイノリティのお2人が、戸籍上の性別にとらわれずお互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを約束した関係であることを宣言し、市が公的に証明する制度です。

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件をすべて満たす必要があります。①～⑤の内容は、宣誓書により確認します。

① 成年に達していること

- ・双方とも年齢は満18歳以上の方。
※民法改正（2022年4月1日施行）に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられました。

② 東かがわ市民であること、又は転入予定であること

- ・市内に住所を有している方又は3か月以内に本市への転入を予定している方。
- ・転入予定の方は、宣誓書に転入予定日等を記入していただき、3か月以内に本市の住所が掲載された住民票謄(抄)本等を提出してください。

③ 配偶者がいないこと

- ・戸籍抄本又は独身証明書等で確認します。
- ・日本の国籍を有しない方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に、日本語訳を添付して提出してください。

④ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

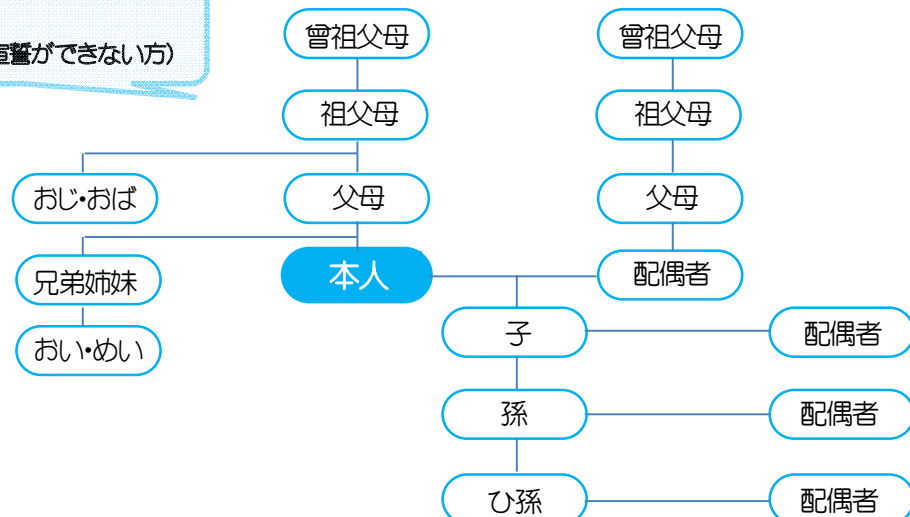
- ・同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓又は登録を行っている方は、東かがわ市において宣誓することはできません。

⑤ 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

- ・民法の規定により、婚姻できない関係にある方（3親等以内の親族）とは宣誓することができません。ただし、パートナーシップにある方が養子縁組をしている場合を除きます。

3親等の範囲

(パートナーシップの宣誓ができない方)



3 ファミリーシップ宣誓について

ファミリーシップ宣誓制度とは、法律上の家族関係とは異なり、パートナーシップ宣誓者の一方若しくは双方の子又は父母等を家族とし、継続的な共同生活を行っている又は行うことを約束した関係であることを宣誓し、市が公的に証明する制度です。

ファミリーシップの宣誓をするには、パートナーシップの宣誓を同時に行うか、既に宣誓を済ませていることのほか、以下の要件をすべて満たす必要があります。

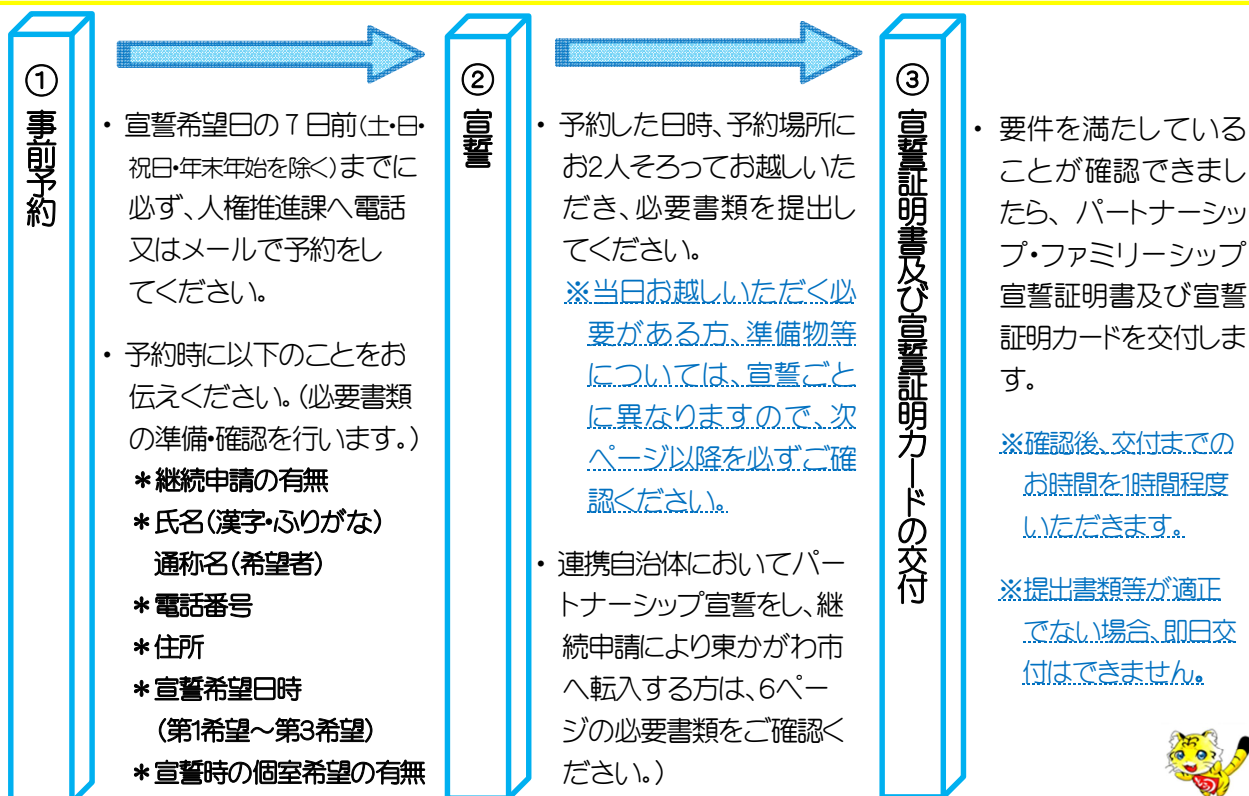
① パートナーシップ宣誓者の一方若しくは双方の子又は父母等（3親等内の親族）であること

② ファミリーシップ対象者である本人が同意していること

- ・ 15歳未満の方については、親権者の同意が必要です。
- ・ 未成年の方については、パートナーシップ宣誓者の一方又は双方と生計同一である必要があります。

③ パートナーシップ宣誓者以外のファミリーシップの関係にないこと（他都市含む）

4 宣誓手続きの流れ（事前予約～宣誓証明書の交付）・準備物



予約なしで宣誓に来られた場合、スムーズな対応ができない可能性がございますので、必ず事前に予約をしてください。なお、宣誓日や宣誓証明書の交付日時は、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。また、希望者は個室で対応しますので事前予約の際にお申し出ください。

連絡先：東かがわ市役所 総務部 人権推進課

TEL：0879-26-1227 E-mail：hk-iinsui@city.higashikagawa.kagawa.jp

受付時間（電話の場合）：平日 8:30～17:15（土日祝日及び年末年始を除く）

4- (1) パートナーシップ宣誓をする場合

パートナーシップ宣誓をしようとするお2人がお越してください。次の①～⑤が必要です。

① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書 (様式第1号)

※パートナーシップ宣誓の署名は市職員立ち会いのもと記入 (人権推進課でお渡し)

② 住民票謄(抄)本 (住民票記載事項証明書又は戸籍の附票可) ※本籍不要

- ・ 1人1通ずつ提出してください。同一世帯の場合、2人分の情報が記載されていれば1通で差し支えありません。(3か月以内に発行されたもの)
- ・ 転入予定の方は、東かがわ市に転入する予定が記載された転出証明書等を提出してください。(宣誓日から3か月以内に、本市へ転入したことを証明する住民票謄(抄)本等を提出してください。)

③ 独身であることを証明する書類 (戸籍抄本又は独身証明書等)

- ・ 1人1通ずつ提出してください。(3か月以内に発行されたもの)
※ 戸籍抄本や独身証明書は本籍地の市町村で、戸籍謄本は本籍地以外の市町村で取得できます。
- ・ 日本国籍を有しない方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的機関が発行する書面に、日本語訳を添えて提出してください。

☆ 日本国籍を有しない方が日本で独身であることを証明する書類として、次の①・②のいずれかの書類を提出してください。

① 外国で結婚されていない場合

- ・ 婚姻要件具備証明書 (3か月以内に発行されたもの)
- ・ 婚姻要件具備証明書を日本語に翻訳した書類
(翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可)

② これから宣誓される2人が外国で同性結婚している場合

- ・ 外国での結婚に係る証明書 (3か月以内に発行されたもの)
- ・ 外国での結婚に係る証明書を日本語に翻訳した書類
(翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可)

※ 上記の書類取得について、在日大使館・領事館から発行できる国もありますが、少しお時間がかかる場合があります。あらかじめご確認いただき、ご準備ください。

④ お越しいただく方の本人確認ができるもの

- ・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券 (パスポート) 等 (本人の顔写真付きの官公署が発行したもの) のうち1点が必要です。
- ・ 上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険被保険者証等のうち2点以上が必要です。

⑤ 通称名を使用する場合、通称名が確認ができるもの

- ・ 社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる書類 (社員証等) であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点が必要です。
※ 通称名を利用した場合は、交付する宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求められることがありますのでご了承ください。

4- (2) パートナーシップとファミリーシップを同時に宣誓する場合

パートナーシップ宣誓をしようとするお2人がお越してください。次の①～③が必要です。

① パートナーシップ宣誓をする場合に必要な書類一式 ※ 4- (1) 参照

② パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書 (様式第1号)

※ファミリーシップ対象者氏名欄に署名がされたもの

- ・あらかじめファミリーシップ対象者へ本制度を十分にご説明いただいたうえで、ファミリーシップ対象者氏名欄に、自署による署名をお願いします。
- ・15歳未満の方については、親権者の欄に、自署による署名も合わせて記入が必要です。様式第1号は、ダウンロードしていただくか、当課窓口でもお渡しが可能です。

③ ファミリーシップ対象者とパートナーシップ宣誓者の家族関係を証明する書類 (戸籍謄本等) ※ 3か月以内に発行されたもの

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。

4- (3) ファミリーシップ宣誓をする場合

パートナーシップ宣誓者の一方又は双方がお越してください。次の①～④が必要です。

① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届 (様式第6号)

※パートナーシップ宣誓者及びファミリーシップ対象者氏名欄に署名がされたもの

- ・あらかじめファミリーシップ対象者へ本制度を十分にご説明いただいたうえで、ファミリーシップ対象者氏名欄に、自署による署名をお願いします。
- ・15歳未満の方については、親権者の欄に、自署による署名も合わせて記入が必要です。様式第6号は、ダウンロードしていただくか、当課窓口でもお渡しが可能です。

② ファミリーシップ対象者とパートナーシップ宣誓者の家族関係を証明する書類 (戸籍謄本等) ※ 3か月以内に発行されたもの

③ お越しいただく方の本人確認ができるもの

- ・マイナンバーカード、運転免許証、旅券 (パスポート) 等 (本人の顔写真付きの官公署が発行したもの) のうち1点が必要です。
- ・上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険被保険者証等のうち2点以上が必要です。

④ 既に交付している宣誓証明書及び宣誓証明カード (すべて)

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。

5 パートナーシップ制度自治体間連携について

「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体（以下、連携自治体）間で転入、転出する際、パートナーシップ宣誓に関する手続きを一部簡素化することができます。連携自治体については、東かがわ市ホームページをご参照ください。

利用できる制度内容及び行政サービスは、各自治体により異なりますのでご注意ください。

5-（1） 連携自治体から東かがわ市へ転入される場合

連携自治体において、パートナーシップ宣誓証明書の交付を受けた方で、東かがわ市に転入後も証明書の継続利用を希望している方。（なお東かがわ市の宣誓制度の要件を満たしていること）パートナーシップ宣誓継続を希望するお2人がお越しくください。次の①～④が必要です。

① 連携自治体にて交付された宣誓受領証または証明書（2名分）

- ・転出した自治体から交付された宣誓書受領証を提出してください。
※申請書の内容については転出元に通知します。

② 住民票謄(抄)本（住民票記載事項証明書又は戸籍の附票可）※本籍不要

- ・1人1通ずつ提出してください。同一世帯の場合、2人分の情報が記載されていれば1通で差し支えありません。（3か月以内に発行されたもの）
- ・転入予定の方は、東かがわ市に転入する予定が記載された転出証明書等を提出してください。

③ 転入前の自治体で交付された証明書の原本（すべて）

④ お越しいただく方の本人確認ができるもの

- ・マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等（本人の顔写真付きの官公署が発行したもの）のうち1点が必要です。
- ・上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険被保険者証等のうち2点以上が必要です。

○ 手続きの簡素化により不要となるもの

- ・転出した前自治体への宣誓書受領証の返還手続き
- ・再度の宣誓手続き（継続申告書記入）
- ・現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書等）の提出

5-（2） 東かがわ市から連携自治体へ転出する場合

東かがわ市から連携自治体へ転出し、転入先において宣誓手続きをする場合、東かがわ市で作成した宣誓証明書等は転入先へ提出してください。（東かがわ市での返還届の記載、宣誓証明書及び宣誓カードの返還は不要です。）

6 その他の手続き

宣誓後、その他の手続きを希望される場合も、来庁日を事前に予約してください。

また、いずれの手続きの場合にも本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等（本人の顔写真付きの官公署が発行したもの））が必要です。

必要書類については手続きごとに異なるため、予約時にご説明させていただきます。各様式は、東かがわ市ホームページからダウンロードしていただくか、当課窓口でもお渡しが可能です。

宣誓証明書等の再交付について

紛失、き損その他の事情により証明書の再交付を希望される場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第5号）」を提出してください。

なお、き損の場合は、交付している証明書等を添付してください。

宣誓内容の変更について

次の①～⑩に該当する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第6号）」を提出してください。

なお、住所及び電話番号の変更をする場合を除き、現在交付している証明書（すべて）を添付してください。

○パートナーシップ宣誓者について

- ① 一方若しくは双方の氏名又は通称名に変更があったとき。
- ② 一方又は双方が転居したとき。
- ③ 一方又は双方の電話番号に変更があったとき。

○ファミリーシップ対象者について

- ④ 氏名又は通称名に変更があったとき。
- ⑤ 住所に変更があったとき。
- ⑥ 電話番号に変更があったとき。
- ⑦ ファミリーシップ対象者をファミリーシップに追加するとき。
- ⑧ ファミリーシップ対象者の全部又は一部と、ファミリーシップを解消するとき。
- ⑨ ファミリーシップ対象者が死亡したとき。
- ⑩ ファミリーシップ対象者が対象者の要件に該当しなくなったとき。

宣誓証明書等の返還について

次の①～⑤に該当する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届（様式第7号）」と現在交付している宣誓証明書（すべて）を提出してください。

① 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

※一方からの申し出によりパートナーシップを解消したい場合は、返還届を提出した旨を自ら一方に通知しなければならない。

② 宣誓者の一方が死亡したとき。

③ 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき（連携自治体へ転出した場合を除く。）。

ただし、一方が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。

④ 双方に配偶者がいないこと、及び当事者以外の方とパートナーシップの関係にないことに該当しなくなったとき。

⑤ 証明書等を無効とされたとき。

宣誓に関する申立てについて

ファミリーシップ対象者は、宣誓証明書等から当該氏名を削除するよう申立てすることができます。その場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第8号）と申立人に交付された宣誓証明書等を提出してください。

ただし、未成年の子については、満15歳に達した日以降でなければ申立てすることができません。内容を審査した後、パートナーシップ宣誓者及び申立者以外のファミリーシップ対象者に対し、新たな宣誓証明書等を発行します。

7 よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

A1 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や税金の控除、親族扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。

一方、東かがわ市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて行われるものであり、婚姻のような効力はありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q2 パートナーと同居していないと宣誓できませんか。

A2 必ずしも同居している必要はありませんが、お2人が市内在住か、3か月以内に転入予定であることが必要です。

Q3 ファミリーシップ対象者と同居していないと宣誓できませんか。

A3 ファミリーシップ対象者は市外在住も対象としており、同居している必要はありません。ただし、対象者が未成年の場合は、パートナーシップ宣誓者の一方又は双方と生計が同一であることが必要です。

Q4 事実婚の場合でも宣誓できますか。

A4 本制度はLGBTQ+等性的少数者の方のパートナー関係を尊重する制度ですので、事実婚の場合は宣誓できません。

Q5 養子縁組していると宣誓できませんか。

A5 パートナーシップにあるお2人が、さまざまな事情により婚姻できない現状を考慮し、養子と養親の関係にある場合でもパートナーシップ宣誓ができるようにしました。

Q6 宣誓するにあたり、誰が窓口に行けばよいですか。

A6 宣誓には、①パートナーシップ宣誓をする場合 ②パートナーシップとファミリーシップを同時に宣誓する場合 ③ファミリーシップ宣誓をする場合 ④連携自治体から東かがわ市へ転入しパートナーシップ宣誓継続を希望する場合があります、それぞれお越しいただく方や準備物が異なりますので、詳細は4ページ～6ページをご覧ください。

なお、ファミリーシップ対象者の来庁は不要ですが、対象者がファミリーシップ宣誓に同意していることの確認として、ファミリーシップ対象者氏名欄に対象者本人が署名した宣誓書の提出が必要となります。

Q7 代理でパートナーシップ宣誓をしてもらうことは可能ですか。

A7 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者のお2人がそろって窓口にお越しください。なお、宣誓書に自署いただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、お2人の立会いの下、他の方による代筆は可能です。

Q8 代理でファミリーシップ宣誓をしてもらうことは可能ですか。

A8 代理での宣誓はできません。必ず、パートナーシップ宣誓者のお2人またはどちらかお1人が窓口にお越しください。

Q9 郵送での宣誓は可能ですか。

A9 なりすましや偽造等の悪用防止の観点から、郵送での宣誓はできません。

Q10 通称名は使用できますか。

A10 性別違和感等の理由により、市長が認める場合は通称名を使用することができます。
なお、通称名を確認する方法として、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる書類であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点を提出してください。
通称名を使用した場合は、交付する宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q11 東かがわ市民でないと宣誓できないのですか。

A11 現在、一方又は双方が市外に住所を有している場合も、転入を予定している方であれば宣誓できます。
ただし、転入前に宣誓する場合は、転入の予定を確認できる転出証明書等をご提出いただいた後、宣誓日から3か月以内に、本市へ転入したことを証明する住民票謄(抄)本の写し等(住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しも可)の提出も必要となります。

Q12 なぜ、転入予定でも宣誓できるのですか。

A12 東かがわ市へ転入しパートナーとの共同生活を行う予定の方が、住居等の準備を整えることが必要な場合を想定しているからです。

Q13 宣誓証明書及び宣誓証明カードは即日交付されますか。

A13 提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日交付します。
ただし、申請内容及び提出書類等が適正でない場合は、改めて申請にお越しいただくことになりますのでご了承ください。スムーズに申請から交付までを行うためにも、事前に、人権推進課へ電話又はメールでご予約ください。
なお、提出書類等確認後、交付までのお時間を1時間程度いただきます。

Q14 宣誓証明書及び宣誓証明カードにはどのような効力がありますか。

A14 宣誓証明書及び宣誓証明カードは、東かがわ市の要綱に基づく書類であり、権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、法的な効力はありません。
今後、事業者等の理解が広がり、様々なサービスに波及することが期待されます。

Q15 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A15 東かがわ市は、多様な家族のあり方を認め性的マイノリティの方に寄り添うことで、その方が持つ悩みや困難を少しずつ軽減できる市になることをめざしています。また、本制度を導入することで多様性への社会的理解を広げ、性的マイノリティに対する理解者が増えることで偏見や差別の解消につながることも期待しています。

Q16 利用可能なサービスはどのようなものがありますか。

A16 宣誓証明書又は宣誓証明カードをご提示いただくことで、次のサービスを申請することが可能となります。

ただし、法的効力がないため、それぞれの利用先で取り扱いが異なります。サービスの利用先に詳細を必ず問い合わせてください。

【行政】

- ・市公式アプリ家族登録
(小中こども園の欠席連絡・避難情報の共有・高齢者安否確認等が可能)
- ・市営住宅の入居申し込み
- ・新婚等世帯家賃助成金
- ・母子健康手帳交付
- ・放課後児童クラブ入会申請
- ・市営墓地(墓所使用者)の新規募集、継承申請、改葬許可申請等

【行政以外】

- ・医療機関(例：香川大学医学部附属病院、県立病院、さぬき市民病院、市内医療機関)において家族同様に面会等の許可⇒法令等に基づき、医療機関ごとに可能な範囲が異なりますので、利用する前に必ずご確認ください。
- ・一部携帯電話会社の家族割引
- ・生命保険金の受取人
- ・航空会社(ANA、JAL等)のマイレージサービスにおいて、家族会員として登録し、マイルを共有または合算して特典航空券等に交換

【事業所としての取り組み】

- ・東かがわ市職員及び東かがわ市会計年度任用職員の特別休暇(結婚休暇)
- ・東かがわ市職員の結婚祝い金の給付

Q17 宣誓に費用はかかりますか。

A17 宣誓や宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付には、費用はかかりません。
ただし、宣誓をする際にご提出いただく書類の交付手数料等は自己負担となります。
※ 交付手数料は区市町村によって異なりますのでご注意ください。

Q18 宣誓証明書又は宣誓証明カードを紛失した時は再交付できますか。

A18 宣誓証明書及び宣誓証明カードの紛失、き損、汚損、氏名変更等の事情により、再交付を希望される場合は、申請書に基づき宣誓証明書又は宣誓証明カードを再交付します。再交付を希望する場合は、事前に、人権推進課へ電話又はメールでご予約ください。
なお、転居の場合は、再交付の対象にはなりません。

Q19 関係を解消した場合はどのようにしたらいいですか。

A19 パートナーシップを解消した場合は、返還届に宣誓証明書及び宣誓証明カードを添えて、人権推進課へ提出してください。特別に一方からの解消の申し出により届出することを認めますが、返還届を提出した旨を、自らパートナーであった相手に必ず通知していただき、宣誓証明書及び宣誓証明カードを人権推進課へ返還してもらってください。

なお、宣誓証明書及び宣誓証明カードを提示してサービスを利用している場合は、必ずサービスの利用先に解消した旨をご自身でご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってください。

Q20 どのようなときに宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還しなければいけないですか。

A20 パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外へ転出したとき等は、返還届に宣誓証明書及び宣誓証明カードを添えて、人権推進課へ返還してください。ただし、一方が転勤や親族の疾病その他やむを得ない事情等により、一時的に転出する場合は、関係書類の提出が必要となります。詳細は7ページをご確認ください。

なお、宣誓証明書及び宣誓証明カードを提示してサービスを利用している場合は、必ずサービスの利用先に返還した旨をご自身でご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってください。

※ 連携自治体に転出し、転出先で継続申告を行う場合は、東かがわ市での返還手続きは必要ありません。必要なものや手続き方法は、転出先の自治体にご確認ください。

Q21 「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体は、どこで確認できますか。

A21 連携自治体については、東かがわ市ホームページから確認できます。

Q22 「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体で、一部簡素化できるのはパートナーシップ宣誓手続きのみですか。

A22 パートナーシップ宣誓の手続きのみ一部簡素化できます。ファミリーシップ宣誓については、連携自治体で手続きをされていたとしても、簡素化はできません。

Q23 「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体では、すべての制度内容や行政サービスが同じように利用できますか。

A23 各自治体によって制度内容や利用できる行政サービスは異なりますので、各自治体へお問い合わせください。

Q24 なりすましや偽造等の悪用はされませんか。

A24 市が宣誓を受ける際には、住民票謄(抄)本、現に結婚していないことを証明する書類、本人確認を行うための運転免許証等の提示を求めることで、なりすまし等の悪用防止に努めます。

なお、パートナーシップ（・ファミリーシップ）宣誓証明書及び宣誓証明カードを虚偽等により交付を受けたこと、また不正に利用したとき（偽造等も含む）は、当該パートナーシップ（・ファミリーシップ）宣誓を取り消し、宣誓証明書及び宣誓証明カードを人権推進課へ返還していただきます。

Q25 制度利用に際し、プライバシーは守られますか。

A25 宣誓される方のプライバシー保護の観点から、個室で宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際にお申し出ください。また、提出書類や記載内容等の個人情報には必ず守られます。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.





東かがわ市しあわせづくりキャラクター
“ハートラ” & “トラッピー”

東かがわ市役所 総務部 人権推進課

〒769-2792 東かがわ市湊 1847 番地 1

TEL : 0879-26-1227 FAX : 0879-26-1337

受付時間 : 平日 (土日祝日及び年末年始を除く) 8:30~17:15

E-mail : hk-jinsui@city.higashikagawa.kagawa.jp

東かがわ市 HP 「東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」

東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

検索

発行 令和3年 1月
改定 令和3年 4月
改定 令和4年 4月
改定 令和5年 3月
改定 令和7年10月
改定 令和8年 4月